

- 筆記試験一部免除の取入れに係る主な論点 -

1. 科目一部免除の論点

(1) 試験免除は可能か。

- ・ 筆記試験は、受験者の原子炉の運転に関する知識の有無を判定することが目的であり、筆記試験については、求める知識を十分持ち得ていることが担保されれば、筆記試験の免除指定を行っても差し支えないのではないか。
- ・ 現在実施している筆記試験の出題範囲は幅広いが、その可否については、科目別合格を採用せず、全科目総合的に判断している。このため、試験の一部免除についても、総合的な視点から判断すべきか、もしくは、試験科目ごとに検討し判断すべきか。
- ・ 法令については、法令の改正頻度から考えると、必ずしも学習時の内容が受験時に同じとは限らないため、知識の判定という筆記試験の主旨からは、受験時において常に最新の法令を知っておくべきであり、試験免除制度を有する他の国家試験と同様に、試験の科目免除対象とすることは困難ではないか。
- ・ 学生に十分な知識を習得させる教育が行われていることを担保するために確認すべき点は、次の事項と考えられるが、それで妥当か。
 - カリキュラムの内容が筆記試験の出題範囲をカバーしていること
 - 必要な時間数が確保されていること
 - 教員団を含め運営システムの質が確保されていること
 - 単位認定の判定方法や判定基準が明確であり、単位修得者が筆記試験合格のレベルに相当することを保証するものであること

(2) カリキュラムの内容と筆記試験の出題範囲の適合性のチェック、及び必要な学習時間の確保（単位数）の確認

- ・ 筆記試験を免除とする場合、筆記試験の出題範囲を網羅したカリキュラムが組み込まれている必要があるため、カリキュラムが免除とする科目の出題範囲を含んでいることを確認しなければならない。
 - その際、
 - 当該コースの1科目が試験の複数科目にまたがる場合
 - 当該コースの数科目で試験の1科目に相当する場合
 など評価が複雑になることも想定される点に留意。
- ・ 筆記試験を免除とする場合、筆記試験の出題範囲を十分学習できる時間が確保されているべきである。このためには次のいずれかの方法で審査すべきでないか。
 - 履修すべき最小限の単位数を設定する。
 - 専門家による審査会を設置し、審査を委ねる。
 なお、入学者のレベルによって、時間数も異なることに留意する必要あり。

2 . 免除に際しての講義内容等の質の確保及び維持の保証に係る論点

講義内容からだけでは、必ずしも、専門職大学院修了生の知識レベルを担保しているとは言い難いことから、専門職大学院に対して、運営システムの面から講義内容等について質の確保及び維持並びに単位修得者のレベルを保証させることが必要ではないか。

(1) 教員団の質の維持

- ・ カリキュラム修了者が筆記試験合格水準の質を有するためには、教員団の質（教育実績や教育能力，実務家としての能力・経験）についても求められる。少なくとも、筆記試験以上の知識を有していることが必要と考えるところ、教員団が高度の教育上の指導能力を有していることを保証させる必要があるのではないか。

(法科大学院設置基準の例)

[教育組織等]

教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者を必要数置く。

- ・ 最低限必要な選任教員数は12人。
- ・ 選任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下。

*このほか、各大学院毎に開設授業科目に応じた必要な担当教員を置く。

法科大学院の専任教員(必要数分)は、他の学部等において必要とされる専任教員の数に算入しないものとする。(ただし、10年以内を目途に解消されることを前提に、当面、どの3分の1を超えない限度で、他の学部等の専任教員の必要数に算入できるものとする。)

専任教員(必要数分)のうち、相当数を実務家教員とする。

(・相当数はおおむね2割程度以上。)

教員資格(平成14年8月5日中央教育審議会答申抜粋)

教育実績や教育能力，実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとする。

資格審査手続においては、法曹関係者など実務に精通した者の参加が必要。

その際、後出の実務家教員については教育に係る研修を行ったり、それ以外の教員については実務に接する機会を設けるなどの工夫をすることが適切である。

教員の質の確保等(平成14年8月5日中央教育審議会答申抜粋)

法科大学院は、法曹に求められる高度の専門的知識の習得など実践的な教育を行うことから、その教育水準を確保する上で、直接の教育活動を行う教員の質を確保することが重要であるため、法科大学院については、ファカルティ・ディベロップメント(教育内容等の改善のための教員の組織的な研修等)を義務として位置付けることが必要である。例えば、学生による授業評価や教員相互の評価(ピアレビュー)などを通して、それぞれの教員が切磋琢磨して互いに授業内容・方法の向上を図ったり、実務家教員とそれ以外の教員が協力して、教材の選定・作成を行ったり、法曹関係者・大学関係者が協力して、教育能力を高めるための研修や実務研修などを継続的に行うことなどが重要である。

(JABEE 認定基準の例)

[教育組織]

- (1) プログラムの学習・教育目標を達成するために設計されたカリキュラムを、適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在する

こと。（能力の詳細については分野毎に設定）

- (2) 教員の質的向上を図る仕組み（ファカルティ・デベロップメント）があり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が実施されていること。
- (3) 教員の教育に関する貢献の評価方法が定められ、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が実施されていること。
- (4) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに関する活動が実施されていること。

(2) 単位取得の判定方法

- ・ 専門職大学院修了生が個別に筆記試験合格者相当であると見なすためには、必要な単位を履修していることはもちろんのこと、単位取得の判定方法も重要と考えられる。このため、単位取得の判定方法に関して、
 妥当な判定方法に関する基準の明確化
 単位取得の判定に係る方法書又は計画書の提出要求
 をすべきではないか。

(3) 自主的な評価に係る制度設計

- ・ 1年間の講義等の実施結果をもとに次年度の運営にフィードバックするなど、カリキュラムや運営方法の改善の方法、組織設計を明確にするよう求めるべきではないか。
- ・ 第三者による客観的な評価を積極的に実施するよう求めるべきではないか。

3. 試験免除実施後の運用に係る論点について

(1) 履修科目の問題

- ・ 東大が構想している原子力専門技術者コースについては、原子炉主任技術者資格を目指している学生のみを入学対象としていない。このため、カリキュラムは必修科目と選択科目から構成されることが考えられる。コース修了生すべてが原子炉主任者試験筆記試験と同等性のあるカリキュラムで修了しているとは限らないため、試験免除申請をする際に、成績表の提出を求める等の措置が必要となるのではないか。

(2) カリキュラムの継続的な見直し

- ・ 原子炉主任技術者に求められる知識は、科学技術の進展とともに変わる可能性も

あり、カリキュラムの質を確保するためには、免除指定を恒久的なものとして、定期的な見直しを行う制度とする必要はないか。例えば、カリキュラム内容について定期的に筆記試験出題レベルと比較評価することが必要ではないか。

- なお、当然、カリキュラムが変更される際に、筆記試験出題範囲との適合状況を再評価することが必要と考えられるかどうか。

(3)免除指定の取り消し

- 評価の結果、カリキュラムの質や求めた基準が維持されてない、又は、手続き等に重大な違反があった場合には、免除指定を取り消すべきである。
- 取り消しにあたって判断する項目は、
 - カリキュラムと筆記試験の試験範囲との適合性
 - カリキュラムの質の確保の状況
 - 法令遵守が適当ではないか。
- 定期的に評価することにより、必ずしも不適合状態が長く放置されることはないと考えられることから、取り消しに際しては、適合していないと国が判断したその年以降とすべきであるかどうか。